

2019年6月5日

株主各位

第158回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

事業報告

会計監査人の状況	1 頁
業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況の概要	2 頁
会社の支配に関する基本方針	6 頁

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	9 頁
連結注記表	10 頁

計算書類

株主資本等変動計算書	17 頁
個別注記表	18 頁

日東紡績株式会社

上記書類は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.nittobo.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
①当事業年度に係る当社が支払うべき報酬の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	53
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	5
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち日東紡（中国）有限公司、NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd. 及び日東紡澳門玻纖維有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第4項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、収益認識に関する会計基準等対応の助言・指導業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社法第362条第4項第6号等に定める株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、当社は、2006年5月10日開催の取締役会において基本方針を決議し、その後、2014年6月26日の監査役会設置会社から指名委員会等設置会社への移行に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第416条第1項及び第2項に基づく決議をしております。

また、2015年3月24日開催の取締役会において、改正会社法等の対応として、当社子会社を含む企業集団としての内部統制システムに関して追加の決議をしております。

さらに、2016年3月29日開催の取締役会において、監査委員会の職務を補助する組織を監査室から監査委員会事務局（新設）にすることとしたのに伴い、内部統制システムに関して追加の決議を行い、下記を基本方針としております。

I. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - 1) 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の事務局とする。
- ② 上記①の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査委員会事務局の使用人の任命、評価、異動、懲戒は、監査委員会の同意を得る。
- ③ 取締役、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - 1) 取締役、執行役及び使用人は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）に係る職務の執行に関し、重大な法令、定款違反及び不正行為の事実、又は著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告しなければならない。
 - 2) 監査委員は、当社グループの経営方針及び経営戦略等に係る重要事項が審議される会議等に出席し、意見を述べるができることとする。
 - 3) 代表執行役社長と監査委員会は、定期的な意見交換の場を持つこととする。
 - 4) 監査委員会は、取締役、執行役、使用人に加え、子会社の役職員その他これらの者から報告を受けた者からも直接、業務執行状況について報告を受けることができることとする。なお、監査委員会へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由とした不利益な取り扱いはできないこととする。

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査室は、代表執行役社長の承認を得た年度監査計画を監査委員会に提出し、内部監査を実施する。
また、内部監査の結果を代表執行役社長に報告するとともに監査委員会にも報告を行う。
なお、監査委員会からの特別な調査要請があった場合は、これに全面的に協力することとする。
- 2) 監査委員会は、監査室と共に会計監査人と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けられることとする。
- 3) 監査委員の職務の執行のための必要費用（前第 2）号に定める助言を受けるための費用を含む）は、前払いを含む方法により、当社の負担にて支払うこととする。

(2) 当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項

① 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 執行役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき適切な保存・管理等を行う。

② 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 1) 「子会社稟議規程」に定める子会社の経営に関する事項の当社による決裁手続き等を通じた管理、会議等による情報・戦略の共有、人事交流等により、適時、子会社の経営状況を把握した上で、当社グループ全体を適正に運営管理していくこととする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスク管理規程」に定める基本方針及び管理体制に基づき、当社グループの事業を取巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図る。
- 2) 当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に従い対応し、損害の最小化を図る。

④ 執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行会議を当社グループの経営全般に係る重要な事項並びに取締役会での決議事項以外の事項に関する審議機関と位置づけ、原則、毎週開催する。
- 2) 「職務権限規程」「業務分掌規程」により、責任と権限を明確にし、効率的な職務の執行を図る。
- 3) 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の方向性を明確にし、当社グループ全体及び事業部門毎の施策・目標値を年度予算として定め、それに基づいた業績管理を行う。

- ⑤ 執行役、使用人及び子会社の役職員（以下、「グループ役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 代表執行役社長は、当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」及び行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図る。
 - 2) 執行役及び使用人は、「日東紡宣言」の浸透と実践により、コンプライアンスの基本となる健全な企業風土を醸成する。
 - 3) 執行役及び使用人は、「日東紡行動綱領」「行動規準」に基づき、法令、定款及び社内規程等を遵守することとし、その実効性を高めるため、コンプライアンス担当部署等により、コンプライアンス意識の向上を図る。
 - 4) 内部通報制度の「企業倫理ヘルプライン」により、法令違反等の未然防止やその早期発見と適切な対応を行う。
 - 5) リスクマネジメント統括部担当執行役は、当社グループの内部統制システムの整備状況を踏まえて、現状と基本方針との整合性を取るため内容の見直しを定期的に行う。
見直しの結果は代表執行役社長に報告し、代表執行役社長が取締役会に報告の上、基本方針の見直しが必要な場合は取締役会で決議する。
 - 6) 監査委員会は、業務監査及びコンプライアンス監査等の結果を適宜、取締役会で報告する。
- ⑥ その他当社グループの業務の適正を確保するための体制
- 1) 「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」及び「企業倫理ヘルプライン」は、当社グループ全体を対象とし、その周知徹底を図る。
 - 2) 主要な子会社に監査室を設置し業務の適正化を図るとともに、当社の監査室は当社グループ全体を視野に入れた内部監査を行う。

Ⅱ. 内部統制システム構築の基本方針の運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するため必要な事項について、上記基本方針のとおり運用されております。

【リスク管理体制の整備】

当社では、代表執行役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、子会社を含む企業集団として、グループ全体のリスク管理の基本方針及び事業を取巻く様々なリスクに対して的確な管理を行うことを「リスク管理規程」において定めており、その基本方針及び管理体制に基づき、リスクの未然防止を図っております。

【法令等の遵守】

当社は、「経営理念」「日東紡宣言」「日東紡行動綱領」「行動規準」の周知徹底、テーマ別の教育・研修の実施、内部通報制度である「企業倫理ヘルプライン」の運用を通じ、健全な企業風土の醸成と役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

【取締役会】

当社の取締役会は、指名・報酬・監査の各委員会を構成する取締役の選定、執行役の選任と執行役に対する業務委嘱、中期経営計画や年度予算などの経営の基本方針に影響を与える業務に関する事項の承認等を通して、業務執行の監督機能を担っております。なお、当事業年度においては、取締役会を14回開催しております。

【業務の執行】

取締役から委任された業務執行に関する事項を審議する機関として執行会議を設け、毎月2回程度開催して効率的な業務執行に努めています。

【内部監査】

当社では、他部署から独立した監査組織として9名（うち1名は監査委員会事務局と兼務）で構成する監査室を設置しており、当社グループ全体の業務監査のみならずコンプライアンス監査等の機能を担った監査を行っております。その結果を、代表執行役社長と監査委員会に定期的に報告する体制を整えております。

【監査委員会による監査】

監査委員会の職務の執行のため必要な監査方針、監査計画の策定に関する事項等を決定しております。監査委員会は取締役会に定期的に監査の状況を報告しております。監査委員と監査室は定期的に監査報告会を設け監査計画・監査実施状況及びその結果などについて協議を行っております。また、会計監査人とは、それぞれの監査業務で得た情報を交換し連携するために定期的な会合を設けております。なお、当事業年度においては、監査委員会を9回開催しております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの良好な関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。もとより、上場会社である当社の株式は、株主又は投資家の皆様に自由に取引されるものであり、当社経営の支配権の移転を伴うような大量買付がなされる場合であっても、これが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限りにおいて、当社は、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式の大量買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、1) 長年培われた技術資産や人的資産の流出を防ぎ、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること、2) 顧客とのネットワークと当社の有するブランド力を維持・強化していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠であります。

外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記に加え、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、多岐にわたる事業分野やグループ企業間の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者を、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、不適切な大量買付に対して、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

(ア) 当社の企業理念

当社グループは、『日東紡グループは、「健康・快適な生活文化を創造する」企業集団として社会的存在価値を高め、豊かな社会の実現に貢献し続けます。』との経営理念に基づいて、時代の要請に即応し、社会の役に立つ新しい価値を創造し提供し続けることで、すべてのステークホルダーの皆様から信頼され、“日東紡でよかった”と思われる企業グループを目指して経営・事業活動に取り組んでいます。

また当社グループは、経営理念をもとにして、会社の価値観を分かりやすい文章で表現した「日東紡宣言」を策定しています。社員一人ひとりが、この「日東紡宣言」を常に意識しながら、自ら考え、行動できるように努めております。

「日東紡宣言」

- ・日東紡グループは社会の「ベストパートナー」を目指します。
- ・私たちは、お客様の求めるものを絶えず追究し、お客様に「安心と信頼」を誠実にお届けすることを喜びとします。また、企業活動を通じ株主・投資家・行政・地域社会等すべてのステークホルダー（社会）と共に喜びを分かち合うことを大切にします。
- ・私たちは自立した一人ひとりの社員の可能性を尊び、自由闊達にアイデアを出し合いながらチームワークにより力を発揮する企業集団を目指します。
- ・私たち企業グループは社員の成長が会社の成長であることを信じ、社員に成長と自己実現の機会を提供します。社員はまず第一に良き市民であり、深く考え、広く見渡し、果敢に行動します。そして粘り強くやり遂げます。

(イ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上への取組み

当社グループは、1923年（大正12年）に繊維メーカーとして創立して以来、永年にわたって技術、知識を蓄積・継承し、時代の変化をチャンスとして、その都度旺盛なパイオニア精神を発揮しながら、グラスファイバー事業、ライフサイエンス事業などに、幅広い事業基盤を築いてまいりました。

また海外展開においても、新規顧客の獲得や事業拠点の設立など、グローバルな活動を続けています。

さらに当社は、地球環境を継承し、持続的発展に貢献していくことを基本理念に盛り込んだ「日東紡環境憲章」を制定し、すべての事業活動において環境に配慮した製品・サービスを提供することで、環境保全にも努めております。

(ウ) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤となる仕組み（コーポレート・ガバナンスの強化）

当社グループは、経営の透明性向上と法令遵守の徹底により企業価値を高めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムを構築しております。

当社グループの「経営理念」、社会から信頼される企業であるための共通の価値観である「日東紡宣言」、そして行動指針である「日東紡行動綱領」「行動規準」について、経営トップが、率先垂範とグループ役職員への周知徹底を図っています。

また、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図るとともに、万が一、不測の事態が発生した場合には、損害の最小化を図る体制の整備も行っております。

具体的には以下の事項に取り組んでおります。

- A) 2014年6月26日の定時株主総会における承認を受けて指名委員会等設置会社に移行いたしました。指名委員会等設置会社に移行することで、監督と執行の分離を一段と明確にし、「監督機能強化・透明性の高い経営」と「事業の迅速な執行・経営の機動性向上」を図っております。また、顧客、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制を構築することで、さらなる企業価値向上を図ります。
また、会社法第332条第6項に従い、取締役の任期は1年であります。
- B) 取締役7名のうち4名を社外取締役としており、業務執行機関に対する取締役会の監督機能をより強化する体制を確立しております。
- C) 法令に則り、指名・報酬・監査の各委員会を設置し、各委員会のメンバーの過半数は社外取締役であり、またすべての委員会の委員長は社外取締役になっています。透明性の高い公正な経営監視体制を確立しております。
- D) 取締役の解任要件を、会社法の原則（会社法第339条第1項、第341条）に従い普通決議にしております。
- E) 2017年6月末日をもって、相談役及び特別顧問制度を廃止し、より一層、透明性の高いガバナンスを構築してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしております。

(4) 当社の取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないことについて

上記(2)及び(3)の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたもので、上記(1)の会社の支配に関する基本方針及び株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,699	19,037	45,105	△2,538	81,304
当期変動額					
剰余金の配当			△1,649		△1,649
親会社株主に帰属する当期純利益			7,984		7,984
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	6,335	△6	6,329
当期末残高	19,699	19,037	51,440	△2,544	87,633

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	6,068	1,197	△1,941	5,324	919	87,548
当期変動額						
剰余金の配当						△1,649
親会社株主に帰属する当期純利益						7,984
自己株式の取得						△6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,526	△767	49	△3,245	108	△3,136
当期変動額合計	△2,526	△767	49	△3,245	108	3,192
当期末残高	3,542	429	△1,892	2,079	1,027	90,740

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数

22社

主要な連結子会社の名称

㈱日東紡インターライニング	パラマウント硝子工業㈱
ニットーボー新瀉㈱	㈱日東紡テクノ
日東紡（中国）有限公司	日東グラステックス㈱
富士ファイバークラス㈱	ニットーボーメディカル㈱
日東グラスファイバー工業㈱	ニットービバレッジ㈱
NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.	日東紡エコロジー㈱
㈱双洋	Nittobo America Inc.

日東紡澳門玻纖維有限公司

なお、Kamiya Biomedical Company, LLC、株式会社フロンティア研究所の株式を新たに取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②主要な非連結子会社の名称

日東高分子加工㈱ 日東紡貿易無錫有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて小規模であり、かつ全体的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数

1社

主要な会社等の名称

Baotek Industrial Materials Ltd.

なお、Baotek Industrial Materials Ltd. については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

日東高分子加工㈱ 日東紡貿易無錫有限公司

持分法を適用しない理由

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体的にも重要性に乏しく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の日東紡（中国）有限公司、NITTOBO ASIA Glass Fiber Co., Ltd.、日東紡澳門玻纖維有限公司、Nittobo America Inc. 及びその他2社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

b. デリバティブ

時価法を採用しております。

c. たな卸資産

主として月別移動平均法による原価法を採用しておりますが、一部の連結子会社は個別法による原価法も採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 2～22年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

c. 修繕引当金

当社及び一部の連結子会社は製造設備の定期的修繕に備えるため、前回の修繕費用を基準として次回の修繕費用を見積もり、次回の改修までの期間に按分して繰り入れております。

④退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額を費用の戻し処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により計算した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	外貨建売掛金及び予定取引
金利スワップ取引	借入金利息

c. ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、相場変動リスクに晒される資産・負債に係るリスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用する方針を採用しており、かつ運用資産・負債の限度内でのデリバティブ取引を行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、金利スワップについては特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

⑦その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

b. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

c. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除く）を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社は、当社グループが次の100年も持続的な成長を目指すために2018年3月期をスタートとする『日東紡グループ 中期経営計画《Go for Next 100》』において高付加価値戦略を重点施策としております。当該施策に基づき生産体制の見直しや設備投資計画を策定したことを契機に、有形固定資産の使用状況等を検討した結果、今後は各設備の稼働状況がより安定的に推移すると見込まれることから、当該中期経営計画に基づく設備投資の本格的な稼働が開始する当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社の減価償却方法として、使用期間にわたり費用を均等に負担させる方法である定額法に変更することが、当社グループの経済実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の営業利益は1,071百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,095百万円増加しております。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度1,512百万円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「休止賃貸不動産関連費用」（前連結会計年度75百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	90百万円
土地	500百万円
計	590百万円

上記担保資産に対応する債務はありません。

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	128,677百万円
----------------	------------

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
中国江蘇省	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	598百万円
福島県郡山市	遊休資産	土地	273百万円
マカオ	事業用資産	建物及び構築物等	160百万円
その他	事業用資産	機械装置及び運搬具等	2百万円

資産グループごとの減損損失の内訳

- ・中国江蘇省 598百万円（うち、建物及び構築物99百万円、機械装置及び運搬具311百万円、無形固定資産137百万円、その他49百万円）
- ・福島県郡山市 273百万円（うち、土地273百万円）
- ・マカオ 160百万円（うち、建物及び構築物151百万円、その他8百万円）
- ・その他 2百万円（うち、機械装置及び運搬具1百万円、その他0百万円）

減損損失の算定にあたって、資産を事業用資産、賃貸資産、遊休資産、共用資産に分類し、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

上記事業用資産は収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったため、また上記遊休資産は回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として1,035百万円計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は資産の見積処分価額等により算定しております。

(2) 災害による損失に関する注記

2017年8月23日に香港・マカオ地域に上陸した台風13号により当社の連結子会社である日東紡澳門玻織紡織有限公司が被害を受けたことに伴う損失額を特別損失に計上しております。

なお、内訳は次のとおりであります。

原状回復費用等	199百万円
操業・営業停止期間中の固定費	171百万円
計	371百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	39,935	—	—	39,935

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	1,130	2	—	1,133

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 2千株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	873	22.50	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月1日 取締役会	普通株式	776	20.00	2018年9月30日	2018年12月17日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月26日開催第158回定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	776	20.00	2019年3月31日	2019年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金のみとなっており、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しており、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対して、ヘッジ手段として金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部規程に従っており、かつ運用資産・負債の限度内での取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（「(注)2」をご覧ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	16,145	16,145	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,353	25,353	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	20,540	20,540	—
関係会社株式	3,741	9,628	5,887
(4) 支払手形及び買掛金	(9,415)	(9,415)	—
(5) 短期借入金	(7,708)	(7,708)	—
(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(14,986)	(15,171)	185
(7) デリバティブ取引	(6)	(6)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)をご覧ください。)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

通貨関連では先物為替予約取引を、金利関連では金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)をご覧ください。)

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額476百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位: 百万円)

連結貸借対照表計上額	期末時価
8,701	23,864

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主要な不動産に関しては不動産鑑定に基づく金額、その他の不動産に関しては「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,312円06銭
1株当たり当期純利益	205円76銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の持分譲渡)

当社は2019年4月18日開催の取締役会において、100%子会社である日東紡(中国)有限公司(以下、当該会社)の当社持分の全てを、浙江銀瑜新材料股份有限公司(以下「銀瑜」)に譲渡することを決議し、同日に譲渡契約を締結いたしました。今後、中国の認可機関からの許可が下り次第、譲渡を実行する予定です。

(1) 持分譲渡の理由

当該会社は1995年、中国江蘇省無錫市に設立され、1997年の操業開始以来、高品質かつ高機能商品を提供して参りました。しかしながら、近年は人件費や環境規制強化に対応するコストの上昇、円安人民元高の進行などにより競争力が低下し、汎用品市場における価格競争の激化を受けて当該会社の業績低迷が続いたため、当社は抜本的な対策の検討を続けて参りました。

今般、当社は当該会社の出資持分の全てを現地資本である銀瑜に譲渡することにより、繊維事業の運営の効率化を図り、更なる競争力強化を進めていく事といたしました。

(2) 譲渡する子会社の概要

① 名称	日東紡（中国）有限公司
② 事業内容	織物等の染色整理加工及び芯地製品の製造及び販売
③ 当社との取引内容	芯地製品の売買取引を行っております。

(3) 持分譲渡の相手先の名称

浙江銀瑜新材料股份有限公司

(4) 譲渡出資持分、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の出資持分

① 譲渡出資持分	100.0%
② 譲渡価額	4,000万人民元
③ 譲渡損益	現在精査中です。
④ 譲渡後の出資持分	—%

(5) 日程

① 取締役会決議日	2019年4月18日
② 契約締結日	2019年4月18日
③ 持分譲渡実行日	中国の認可機関からの認可が下り次第、譲渡を実行予定。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金				
				固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別積立金	別途積立金	繰越利益金	利益剰余金計
当期首残高	19,699	19,029	19,029	2,407	—	3,000	19,572	24,980
当期変動額								
剰余金の配当							△1,649	△1,649
固定資産圧縮積立金の取崩				△194			194	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					1,022		△1,022	—
当期純利益							5,565	5,565
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	△194	1,022	—	3,087	3,916
当期末残高	19,699	19,029	19,029	2,213	1,022	3,000	22,659	28,896

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,538	61,170	6,014	6,014	67,185
当期変動額					
剰余金の配当		△1,649			△1,649
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—			—
当期純利益		5,565			5,565
自己株式の取得	△6	△6			△6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△2,492	△2,492	△2,492
当期変動額合計	△6	3,910	△2,492	△2,492	1,417
当期末残高	△2,544	65,080	3,522	3,522	68,602

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。
- b. その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

機械及び装置 2～22年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対し支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額を費用の戻し処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定率法により計算した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④修繕引当金

製造設備の定期的修繕に備えるため、前回の修繕費用を基準として次回の修繕費用を見積もり、次回の改修までの期間に按分して繰り入れております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているので特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引	外貨建売掛金及び予定取引
金利スワップ取引	借入金利息

③ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、相場変動リスクに晒される資産・負債に係るリスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用する方針を採用しており、かつ運用資産・負債の限度内でのデリバティブ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、金利スワップについては特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

④貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法については、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除く）を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社は、当社グループが次の100年も持続的な成長を目指すために2018年3月期をスタートとする『日東紡グループ 中期経営計画《Go for Next 100》』において高付加価値戦略を重点施策としております。当該施策に基づき生産体制の見直しや設備投資計画を策定したことを契機に、有形固定資産の使用状況等を検討した結果、今後は各設備の稼働状況がより安定的に推移すると見込まれることから、当該中期経営計画に基づく設備投資の本格的な稼働が開始する当事業年度より、当社の減価償却方法として、使用期間にわたり費用を均等に負担させる方法である定額法に変更することが、当社の経済実態をより適切に反映するものと判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の営業利益は482百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ506百万円増加しております。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度709百万円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、「7. 税効果会計に関する注記」において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会

計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 52,088百万円

(2) 偶発債務

保証予約 4,212百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 8,255百万円

短期金銭債務 12,002百万円

長期金銭債務 205百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 11,310百万円

仕入高 26,853百万円

その他 1,015百万円

営業取引以外の取引による取引高 3,933百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 1,133千株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	1,627百万円
有価証券評価損	1,127百万円
修繕引当金	219百万円
繰越欠損金	199百万円
賞与引当金	142百万円
固定資産減損損失	118百万円
未払事業税	75百万円
たな卸資産評価損	47百万円
その他	506百万円
繰延税金資産小計	4,064百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,072百万円
評価性引当額小計	△1,072百万円
繰延税金資産合計	2,992百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,455百万円
固定資産圧縮積立金	△971百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△448百万円
その他	△111百万円
繰延税金負債合計	△2,987百万円
繰延税金資産の純額	4百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.7%
住民税均等割額	0.3%
税額控除	△5.1%
評価性引当額	△11.0%
その他	△1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.3%

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当期末残高 (百万円)
子会社	富士ファイバー グラス㈱	100.0	製品の購入	仕入高	7,374	買掛金	1,884
			資金の預り	資金の預り	705	預り金	341
	日東グラスファ イバー工業㈱	100.0	原料・製品の 購入	仕入高	7,596	買掛金	717
			電力の販売	電力販売 収益	797	未収入金	97
			資金の預り	資金の預り	2,096	預り金	2,321
	㈱双洋	60.0	製品の販売	売上高	6,648	売掛金	3,027
			資金の預り	資金の預り	1,111	預り金	1,112
	パラマウント 硝子工業㈱	100.0	製品の購入	仕入高	3,683	買掛金	2,194
資金の貸付			資金の貸付	420	その他 流動資産	1,157	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売、原料・製品の購入及び電力の販売については、市場価格を勘案し価格交渉の上決定しております。上記表における金額のうち、当期末残高については消費税等を含めており、取引金額については消費税等を含めておりません。
- (2) 資金の貸付及び預りについては、CMS（キャッシュマネジメントサービス）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,768円02銭
1株当たり当期純利益	143円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以上